

第 1 回 碧南市都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 平成 29 年 10 月 11 日（水）午後 2 時から
- 2 場 所 碧南市役所 7 階 議員大会議室
- 3 出席委員 鈴木 並生 三島 孝二 石川 武範
加藤 浩孝 石附 満江 磯貝 明彦
加藤 厚雄 小池 友妃子 林田 要
神谷 悟 鏑本 達朗 野々山 弘紀
福留 健夫（代理 伊藤 宏） 以上 13 名（敬称略）
- 4 出席職員 碧南市長 瀬戸田 政信

○事務局

建設部長 中村 正典
都市計画課 課長 亀島 弘樹 主幹 野本 敬弘
課長補佐 小笠原 康夫 主事 村松 庄佑

○議案提出課

開発水道部長 黒田 敏裕
公園緑地課 課長 川村 哲弘 係長 小澤 洋之
主査 鈴木 哲也
都市計画課（兼事務局）

- 5 傍聴者 0 名
- 6 会議次第および資料 議事録末尾に添付
- 7 審議内容

― 開会時間 午後 2 時 00 分 ―

○建設部長

小野委員さんがまだみえていませんが、定刻となりましたので、ただ今から平成 29 年度第 1 回碧南市都市計画審議会を開催いたします。

本日は進行を務めさせていただきます、碧南市建設部長の中村でございます。

よろしくお願いいたします。本日の審議会は、配布いたしました次第に沿って進めさせていただきたいと存じます。

始めに、市長よりあいさつを申し上げます。

○碧南市長

皆様、こんにちは。本日は、大変暑い中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

開催にあたりまして、私から、一言、挨拶申し上げます。

平素は、碧南市政の推進に格別のご高配を賜っておりますことを、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

碧南市では、昨年度、地震対策減災計画を始めとする各種防災計画の策定と見直しを行うとともに、碧南市公共施設等総合管理計画を策定するなど安心安全対策に重点的に取り組んでいるところでございます。

また、平成 28 年 3 月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、次世代にわたり“より住みよいまち”の創生を目指して、“安定した市政運営の基盤づくり”を推進しているところでございます。

このような中で今年度は、都市計画マスタープランと緑の基本計画の見直しに着手し、平成 31 年度上半期に策定を完了する予定でございます。

当審議会は、土地利用や道路、公園緑地、下水道といった都市施設などの都市計画に関することを審議していただく機関でありますので、これらの計画策定にあたりましても積極的に関わっていただき、共に議論してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は、はじめに「会長・副会長の選出」をしていただき、その後、2 件の都市計画決定の変更案について審議をしていただきます。

当審議会が、活気に満ちた住み良いまちづくりにより一層貢献していただけますよう、お願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○建設部長

ありがとうございました。市長は公務のためここで退席しますので、よろし

くお願いします。

続きまして、今年度最初の審議会ですので、委員の皆様に簡単な自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、正面向かって右奥の三島委員から事務局席方向へ順にお願いします。

○三島孝二委員

J A あいち中央碧南地区担当理事の三島孝二と申します。どうぞよろしくお願いします。

○石川武範委員

大浜漁業協同組合の石川武範です。よろしくお願いします。

○加藤浩孝委員

碧南市農業委員会の加藤浩孝です。よろしくお願いします。

○石附満江委員

碧南市女性団体から来ました石附満江です。よろしくお願い申し上げます。

○野々山弘紀委員

愛知県知立建設事務所長の野々山でございます。

○伊藤宏委員

碧南警察署長の代理で出席しました交通課の伊藤宏でございます。よろしくお願いします。

○建設部長

引き続き、正面向かって左奥の鈴木委員から、事務局席方向へ順にお願いします。

○鈴木並生委員

碧南商工会議所会頭の鈴木でございます。よろしくお願いします。

○磯貝明彦委員

碧南市議会議員の磯貝明彦です。よろしくお願いします。

○加藤厚雄委員

同じく碧南市議会議員の加藤厚雄です。よろしくお願いします。

○小池友妃子委員

同じく碧南市議会議員の小池友妃子でございます。よろしくお願いします。

○林田要委員

碧南市議会議員の林田です。よろしくお願いします。

○神谷悟委員

碧南市議会議員を務めさせていただいています神谷悟です。

○鰐本達朗委員

碧南市議会議員の鰐本達朗です。よろしくお願いします。

○建設部長

ありがとうございました。なお、本日欠席をされました委員のお名前もご紹介させていただきたいと思います。

碧南市土地改良区副理事長であります鳥居勝行様、愛知県議会議員であります石井拓様、小野博之様以上の3名の委員が本日ご欠席でございます。

委員の皆さんの任期は、平成29年6月1日から平成30年5月31日までとなっております。

ご足労をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

それでは次第2「開会成立宣言」について事務局より報告してください。

○事務局

事務局都市計画課の小笠原でございます。ご報告申し上げます。本日の会議の出席委員は、13名であり定数委員16名の過半数に達していますので、碧南市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

○建設部長

次に、次第3「会長及び副会長の選出」に移りたいと思います。事務局より説明してください。

○事務局

碧南市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、「会長は第4条第2項第1号により任命された委員のうちから審議会の委員の選挙により選任する」こととなっています。

また、当審議会運営規程第2条第3項により、「委員に異議がないときは指名推選の方法を用いることができる」こととなっておりますので、慣例によりこの指名推選の方法を用いたいと存じます。

○建設部長

説明のとおりであります。指名推選の方法にご異議はございますか。

○委員数名

異議なし。

○建設部長

ご異議がないようですので、会長は指名推選とさせていただきます。ご指名はございますか。

○石川武範委員

会長には商工会議所会頭の鈴木委員が最も適任と思います。

○建設部長

ただいま、ご指名を頂きました商工会議所会頭の鈴木並生委員を会長として選任してもよろしいでしょうか。

○委員数名

異議なし。

○建設部長

それでは、会長は鈴木並生委員に決まりましたので会長の席にお移り願います。

続きまして、「副会長の選出」に移らせていただきます。事務局より説明してください。

○事務局

ご説明申し上げます。副会長は、審議会条例第5条第2項の規定により会長が指名すると定められております。よろしくお願いします。

○建設部長

説明のとおりであります。会長から指名をお願いいたします。

○会長

お聞きのとおりであります。副会長は会長が指名する規定になっているようです。副会長の職は、あいち中央農協の三島孝二委員にお願いしたいと思えます。

○建設部長

ありがとうございました。

副会長の三島孝二委員には、会長を補佐していただき会長が不在等の場合は

会長の職務を代理していただくことになります。よろしくお願いします。

○会長

只今、会長に選任されました。私が適任かどうか分かりませんが、精一杯努めさせていただきますので皆様方のご協力をよろしくお願いします。

先ほど市長さんや事務局から説明がありましたが、この審議会は碧南市の土地利用や道路、公園などを計画的に作っていく都市計画に関して審議していく機関でございます。委員の皆様の豊富な知識や経験を基に広い見地で碧南市の将来像を検討していただけたらと思います。当市が、これまで以上に活気に満ちた安全で暮らしやすい町になるように皆様方と共に努めてまいりたいと思います。微力ながら全力を尽くしてまいりますのでご協力の方をよろしくお願いします。また委員の皆様には議事が、円滑に進みますようにご協力をお願い申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。

本日の議事録署名は、小野博之委員と石附満江委員にお願いします。

○事務局

今の段階で小野博之委員が、出席をしていませんので代理を立てさせていただきますと思います。代理につきましては、農業委員会長の加藤浩孝委員にお願いしたいと思います。

○会長

議事録の署名は農業委員会長の加藤浩孝委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次第に従いまして、次第5「都市計画審議会の概要説明」について、事務局より説明してください。

○事務局

本日の都市計画審議会は、平成29年度の第1回の開催ですので都市計画審議会の概要などの説明をさせていただきます。始めに資料の別紙1をご覧ください。碧南市都市審議会条例及び碧南市都市審議会運営規程の資料でございます。

都市計画審議会は第1条の規定のとおり都市計画法第77条の2の規定に基づき設置するものであり、審議会の組織運営に関しましてはこの条例及び規程に定めるところでございます。審議会の事務は、第3条で定めています。

第1号では、法によりその権限に属された事項を調査審議することとしています。都市計画案において市町村が、都市計画決定をする場合は、市町村の都市計画審議会の議を経てその都市計画を決定するものとされていますので碧南市が、決定する都市計画については、全てこの条項により審議していただくことになります。

また、第2号では市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議することとしています。これは、県が都市計画を決定する場合に都市計画法に基づき市に意見を求められますので審議会で審議したうえで県へ回答することなどが、該当いたします。

第3号では、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議することとしており必要に応じ都市計画に関する事項のご意見をいただくこととしています。これらにつきましてご理解いただきたいと思います。

別紙2をご覧ください。碧南市都市計画審議会の公開についての資料でございます。平成23年7月以降、碧南市附属機関等会議公開規程に基づく会議は、原則公開としています。審議会は、先ほどご説明しましたが都市計画法の規定により設置する市の附属機関でございますので会議を公開しています。

別紙3をご覧ください。碧南市の都市計画に関する資料でございます。中段の愛知県及び碧南市の計画は、現行の計画に基づき記載しています。

愛知県では、昨年度都市計画区域マスタープランの見直しに着手されています。碧南市においても人口減少、超高齢社会の到来など社会情勢の変化に対応するため平成28年3月に「碧南市人口ビジョン」、「碧南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し今年度、碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の見直しに着手しております。

この計画の策定過程において今後審議会のご意見を伺ってまいりたいと考えていますのでよろしくお願いします。

2ページは、碧南市の都市計画の主なものでございます。中段の表の碧南市の都市計画決定状況をご覧ください。碧南市は、西三河都市計画の区域の一部で

市域全体の 3,586ha が都市計画区域となっています。その内市街化区域が 2,117ha、市街化調整区域が 1,469ha で市域の約 6 割が市街化区域でございます。市街化区域に定める用途地域は、下段の表に示すように 11 種類の用途地域を指定し建築物の規制誘導を図っています。

中段の表で都市施設の都市計画道路の総延長は、58.3km で暫定整備も含めますと 48.8km の 83.7% の供用をしています。現在愛知県で事業中の西端地区の吉浜棚尾線は、今年度開通を予定しています。

都市公園は、広域公園の油ヶ淵水辺公園を始め総合公園が臨海公園の 1 箇所、地区公園が明石公園の 1 箇所、近隣公園が水源公園と伊勢町公園の 2 箇所、街区公園が野田公園始め 38 箇所の合計 43 箇所、114.3ha が都市計画決定された、このうち 41 箇所、30.6ha を供用しています。

また、都市緑地は須磨海岸緑地を始め 5 箇所、約 7 ha が都市計画決定され全て供用しています。現在愛知県で事業中の油ヶ淵水辺公園は、平成 30 年度の早い時期に公園の一部の供用開始が予定されています。

土地区画整理事業は、碧南松本土地区画整理事業を始め 5 地区を都市計画決定し、現在、碧南伊勢土地地区画整理事業を行っています。お配りしています都市計画総括図に記載がございますので、後ほどご確認いただければと思います。

3 ページは、都市計画の種類及び都市計画の決定権者に関する資料でございます。県が決定権者となる都市計画は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や市街区域及び市街化調整区域の区域区分などの広域的な土地利用に関することなどの都市計画や一般国道、県道、大規模な公園緑地、流域下水道などの広域的な都市施設でございます。

その他の市町村を範囲とする比較的小規模な土地利用計画及び都市施設の都市計画は、市町村が定めることとされていますので参考にしてください。

別紙 4 の資料は、都市緑地法の一部を改正する法律についての資料でございます。昨年度の審議会の中で生産緑地に関する法改正の動きがありましたら情報提供させていただくとお話していますので簡単にご説明させていただきたいと思います。

この法改正の趣旨は、都市における緑地の保全及び緑化、都市公園の適切な管理を一層推進するとともに都市内の農地の計画的な保全を図ることにより

良好な都市環境の形成に資することとし、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法などの一部が改正されています。

中段の概要の右側の都市農地の保全・活用をご覧くださいますと、都市内の農地については、都市緑地法で緑地に含まれることが明確化され、生産緑地法において、都市のオープンスペースの確保の観点から、生産緑地地区の面積要件について、条例を定めることにより 300 ㎡まで引き下げることが可能になったこと、また、経営面から農地の保全を支える観点から生産緑地地区内での直売所、農家レストラン等の設置が可能となっております。

生産緑地地区は、指定後 30 年経過により自由に買取り申出が可能となってまいりますが、表には記載がございませんが、今後、特定生産緑地を指定することによりこれを 10 年延伸できる新たな制度の創設も予定されています。

市といたしましては、これらの動きを注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。以上で都市計画審議会の概要説明とさせていただきます。

○会長

只今の件につきまして何かご質問はありますか。

○磯貝明彦委員

別紙 4 の説明で都市緑地法の一部改正によることで生産緑地法も緩和して今までの 500 ㎡から 300 ㎡に変わることが可能になる。30 年が 10 年に延伸可能で法律が変わって行くとありますが、碧南では生産緑地法が平成 4 年に指定され、これで 30 年だと時期的に近くなって来ている。30 年が過ぎてからの碧南市の施策は、改正に伴いどのような考えをしていくのか、お聞かせください。

○事務局

生産緑地指定後の 30 年以降の動きにつきましては、今後見直しを行っていく都市計画マスタープランと緑の基本計画の中で方針を示していく必要があると考えています。具体的な事につきましては、来年度都市計画基礎調査の中

で土地利用現況調査を行ってまいりますので、それと合わせて 300 m²以上の農地がどのような形で市内にあるのかを把握することから始めて行きたいと思っています。

○会長

これより議案の審議に入りたいと思います。

今回の議案は次第にありますとおり 2 件で、ございます。

まず、議案第 1 号「西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）について」説明をお願いします。

○都市計画課長

それでは、議案第 1 号は都市計画課より説明いたします。「議案第 1 号 西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）について」、ですが、説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたします。議案名の最後の（報告）の記載は、誤りですので、（報告）を削除してください。

本議案につきましては、都市計画法の規定に基づき、市が決定する都市計画について、当審議会で審議していただくものであり、“報告”ではございません。

大変申し訳ございませんでした。今後、このようなことがないようにしてまいります。

それでは、議案について、ご説明させていただきます。1 ページをご覧ください。生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等で、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適した一団の土地を都市計画に定めるものであります。都市計画を定める者は、都市計画法第 15 条の規定により、市町村が定めるものとされており、碧南市が都市計画決定の変更を行うものであります。

1 変更の趣旨であります。当初、平成 4 年 12 月 4 日付け碧南市告示第 35 号で生産緑地地区を指定して以降、これまで、公共施設の設置や買取り申出などにより、位置・形状の変更を行ってきております。今回は、平成 28 年 1 月から同年 12 月までに買取り申出され既に行方制限が解除された箇所などに

ついて、都市計画の変更を行うものでございます。

2 変更内容であります。変更後の生産緑地地区の面積は 44.1ha で、変更前の面積 45.7ha に対し、1.6ha 減少するものでございます。

3 変更箇所についてご説明します。変更箇所は番号の (1) から、2 ページの (17) までの 17 箇所でございます。変更の理由についてですが、表に記載のとおり、(1) を始め 14 箇所の「買取申出」は、農業の主たる従事者の死亡もしくは故障により生産緑地での営農の継続が困難となったものであります。(7)、(10) の「公共用地（市道）」は、市道の拡幅によって生産緑地の一部が公共用地となったものであります。また、(4)、(10) の「地積更正」は、市道の拡幅の際の用地測量の結果、面積に変更が生じたものであります。

3 ページをお開きください。こちらは、変更箇所の位置図であります。図面で着色された箇所が生産緑地で、今回除外する箇所を斜線で示しています。着色について、緑色と黄緑色のものがございますが、いずれも生産緑地で、違いはございません。今後、色を統一するようにしてまいります。では、箇所ごとに、説明してまいります。

(1) は、西端小学校の南の、団地番号 2-13 の全部、札木町 1 丁目 16 番、17 番の 2 筆、590 m² を除外するものでございます。

(2) は、碧南工業高校の西の、団地番号 3-17 の全部、丸山町 4 丁目 31 番 1 を始め 8 筆、3,913 m² を除外するものでございます。

(3) は、ヤマシン株式会社の東の、団地番号 5-28 の全部、西山町 2 丁目 21 番 1、22 番 1 の 2 筆、2,393 m² を除外するものでございます。

(4) の、ヤマシン株式会社の北の、団地番号 5-31、西山町 3 丁目 17 番 1、18 番 1 の 2 筆は、道路拡幅に伴う地積公正により、23 m² 増加したものでございます。

(5) は、踏分公園の北の、団地番号 7-8 の全部、踏分町 1 丁目 32 番 1、33 番 1、35 番 1 の 3 筆、1,435 m² を除外するものでございます。

4 ページをお開き下さい。

(6) は、市民病院の南西の、団地番号 8-5 の一部、笹山町 2 丁目 8 番、736 m² を除外するものでございます。

(7) は、荒子保育園の南東の、団地番号 9-3 の一部、荒子町 4 丁目 15 番 4、

23 m²を市道の拡幅用地として除外するものでございます。

(8)は、バロー城山店の県道を挟んだ東の、団地番号 9-5 の一部、荒子町 6 丁目 21 番 1、213 m²を除外するものでございます。

(9)は、バロー城山店の東の、団地番号 11-17 の全部、城山町 4 丁目 1 番 1、2 番 1、4 番の 3 筆、1,100 m²を除外するものでございます。

(10)は、東中学校の南西の、団地番号 12-3 の一部、天神町 2 丁目 56 番 2、40 m²を市道の拡幅用地として除外するとともに、これに伴う地積公正により 11 m²が減少し、これらを合わせた 51 m²を除外するものでございます。

5 ページをご覧ください。

(11)は、中央中学校の南の、団地番号 17-5 の全部、向陽町 1 丁目 46 番、802 m²を除外するものでございます。

(12)は、日進公園の南東の、団地番号 20-6 の全部、日進町 3 丁目 12 番、13 番の 2 筆、847 m²を除外するものでございます。

(13)は、碧南商工会議所の南東の、団地番号 20-7 の一部、東浦町 1 丁目 103 番、603 m²を除外するものでございます。

(14)は、下山公園の南の、団地番号 28-10 の全部、入船町 6 丁目 23 番、1,022 m²を除外するものでございます。

6 ページをお開き下さい。

(15)は、若松公園の南の、団地番号 30-3 の全部、若松町 3 丁目 211 番、212 番の 2 筆、581 m²を除外するものでございます。

(16)は、東部市民プラザの県道を挟んだ南の、団地番号 31-28 の一部、三宅町 2 丁目 20 番、1,101 m²を除外するものでございます。

(17)は、団地番号 31-34 の全部、三宅町 4 丁目 39 番、833 m²を除外するものでございます。

2 ページにお戻りください。

4 今後の予定ですが、本日の碧南市都市計画審議会での審議の結果を踏まえまして、知事協議を 10 月下旬に行う予定でございます。

なお、変更案の縦覧は、市広報 8 月 15 日号及び市のホームページでお知らせし、8 月 17 日（木）から 31 日（木）までの土日を除く 2 週間の期間で行った結果、4 名の方が閲覧されておりますが、意見書の提出はございませんでした。

た。

また、変更案について、9月15日に開催されました、市議会経済建設部会にて報告しております。

5 効力発生の日ですが、変更告示を行う12月中旬を予定しております。以上で、「議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更(案)(碧南市決定)について」の説明とさせていただきます。ご審議を、よろしくお願いいたします。

○会長

議案の説明が終わりました。それでは、審議に入ります。議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更(案)(碧南市決定)について」ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【意見なし】

○会長

ご意見もないようですので、議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更(案)(碧南市決定)について」は、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。賛成される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

○会長

挙手全員であります。よって原案どおり承認することといたします。

次に、議案第2号「西三河都市計画公園の変更(案)(碧南市決定)について」説明をお願いします。

○公園緑地課長

ただいま議題となりました、議案第2号「西三河都市計画公園の変更(案)(碧南市決定)について」公園緑地課より説明をさせていただきます。

それでは、資料の 7 ページをご覧ください。

1 の変更の理由でございますが、碧南市において都市計画公園の適正配置を図るため、「霞浦公園及び緑町公園」を街区公園に追加し、既存公園である「湖西公園、三度山公園、前浜公園」の 3 公園を街区公園とし、現在整備中の「碧南レールパーク」を近隣公園として住民の利用に供するものであります。

また、「明石公園及び水源公園」は、増設による面積の変更を行い、「宮町公園」は区画整理事業の換地処分に伴い、住所の変更を行うものであります。

次に 2 の変更の内容でございますが、都市計画公園に近隣公園の「3・3・33 号 碧南レールパーク」のほか 5 公園を次のように追加するというものでございまして、街区公園の「2・2・239 号 湖西公園」、「2・2・240 号 三度山公園」、「2・2・241 号 前浜公園」、「2・2・242 号 霞浦公園」、「2・2・243 号 緑町公園」の合わせて 6 公園を追加するものでございます。位置及び面積につきましては、標記のとおりでございます。

8 ページをご覧ください。

こちらは既に都市計画決定された公園を変更するもので、都市計画公園中、地区公園の「4・4・11 号 明石公園」のほか、近隣公園の「3・3・31 号 水源公園」、街区公園の「2・2・229 号 宮町公園」の、3 公園で、位置及び面積につきましては、標記のとおりでございます。

次に、3 の変更箇所でございます。

9 ページからの図面にてご説明いたします。

始めに、9 ページの碧南レールパークでございます。区域につきましては、赤色で囲まれた部分、図面左側の碧南駅南の大浜口広場より、図面の右側の旧三河旭駅の先の蜷川までの名鉄廃線敷区間で、今年度全線整備が完了する予定です。

10 ページをご覧ください。

左上の湖西公園につきましては、平成 22 年 3 月 12 日に供用開始されており、油ヶ渚地域運動広場の北側付近になります。

つづきまして、右上の三度山公園につきましては、平成 22 年 3 月 30 日に供用開始されており、三度山住宅の南側付近になります。

つづきまして、左下の前浜公園につきましては、平成 22 年 3 月 11 日に供用

開始されており、前浜町集落の南東側付近になります。

つづきまして、右下の霞浦公園につきましては、平成 26 年 11 月 13 日に用地買収を完了しており、日進保育園の北西側付近になります。

今後は計画的に公園整備をすすめてまいりたいと思います。

11 ページをご覧ください。

左上の緑町公園につきましては、平成 26 年 11 月 13 日に用地買収を完了しており、踏分住宅の南側付近になります。こちらについても今後、計画的に公園整備をすすめてまいりたいと思います。

つづきまして、内容を変更する公園ですが右上の明石公園につきましては、昭和 58 年 11 月 18 日に都市計画公園として決定しております。変更する箇所につきましては、赤色の斜線部分が追加する箇所であり、図面左側より、「国道を挟んだ明石公園第 1 駐車場のうち碧南市用地部分」と「国道を跨ぐ明石スカイブリッジ全て」と「公有水面及び市道明石海岸線を跨ぐさくら橋」並びに、「明石公園東広場の北側及び南側」であります。

左下の水源公園につきましては、平成元年 2 月 15 日に都市計画公園として決定しております。変更する箇所につきましては、赤色の斜線部分が追加する箇所であり、図面左側より、「水源公園南側にある駐車場部分」、「右側の緑地部分」であります。削除する箇所につきましては、緑色の部分の「水源公園の南側の市道認定された道路部分」であります。

最後に右下の宮町公園につきましては、平成 9 年 8 月 1 日に都市計画公園として決定しております。こちらは、下山第 2 土地区画整理組合の換地処分（H28.5.6）に伴い、住所が「宮町 5 丁目から宮町 6 丁目」へ変更したものであります。

8 ページにお戻りください。

4 の今後の予定でございますが、都市計画審議会にて承認後、平成 30 年 1 月頃に知事協議を行う予定しております。

5 の効力の発生日につきましては、知事協議終了後となりますので、変更告示は平成 30 年 3 月を予定しております。

なお、この変更に係る変更案図書の縦覧を 8 月 21 日から 9 月 4 日において縦覧いたしました。閲覧者はございませんでした。

最後に、現在都市計画決定されている公園及び緑地は、計 47 箇所ございまして、今回追加する公園 6 箇所を足しますと合計 53 箇所が都市計画決定される公園及び緑地となります。

都市計画決定公園とすることで、法的に公園として位置づけるとともに、公園の整備や改修する際の国や県の補助金要件として、都市計画決定されていることが必須となることもあるため、今回の変更案を提出させて頂いたものであります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

ご審議よろしくお願いいたします。

○会長

議案の説明が終わりました。それでは、審議に入ります。議案第 2 号「西三河都市計画公園の変更（案）（碧南市決定）について」ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○三島孝二委員

レールパークの計画ですが、旧旭駅から蜷川までと言うことで、それから矢作川までの土地がかなり空いていますが、昔は堤防までの高さを取るため斜めに土手が積んであったと思いますが、あそこに何か計画はないですか。

○公園緑地課長

今回の碧南レールパーク事業は、棚尾地区の都市再生整備計画に基づいて整備していますので大浜の南口広場から蜷川までとしています。

そこから矢作川までの先に関しましては、市の方で方向性が定まっていない。矢作川の方のタッチをどうするかもありますので今後の課題かと思います。

○三島孝二委員

非常に広い面積がありますので計画など無ければ、農地等に払い下げてもらって農家さんに野菜を作ってもらったらどうかと思います。

○磯貝明彦委員

それに関連しまして市の開発公社の所有だと思いますが、活用が未定ということではありますが、それなりの整備をしないと草が生えてきます。「草が生えて困る」と近所の畑の方も声が上がっていると言われています。そのあたりの事に関しては、神経を使ってやっていただきたいと思いますがどのような考えですか。

○公園緑地課長

土地は、土地開発公社の持ちものになっています。今年度から資産活用課が新設されました。今後は、その課で開発公社の土地や遊んでいる土地を総合的にどう活用していくかを考えていくことになりますので、草刈につきましてもなるべく綺麗に保つよう伝えておきます。

○石附満江委員

レールパークの近くに住んでいる方から「バローの近くの信号から碧南駅に空き地があるから、そこも整備したらいいのではないか。」と言うご意見を聞きましたがいかがでしょうか。

○都市計画課長

碧南駅の南の部分に付きましては、いろんな場でお答えしていますが、碧南レールパーク整備後に検討していくので、今後考えていくことでご理解いただきたいと思います。

○石附満江委員

今後ですね。どれくらいで、、、。

○都市計画課長

あまり明確に期間は申上げられないですが、棚尾の部分の整備は今年度末で完了になりますので、来年度以降、検討を始めていくということでご理解ください。

○会長

他にご質問等はありませんか。他にご意見もないようですので、議案第2号「西三河都市計画公園の変更（案）（碧南市決定）について」は、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。賛成される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

○会長

ありがとうございました。挙手全員であります。よって原案どおり承認することといたします。本日の予定の議題は以上ですが、その他事務局の方で何かありますか。

○事務局

先日、文書にてご案内をさせていただきましたが、第2回碧南市都市計画審議会の開催を平成29年12月21日（木）午前10時から予定しておりますので、ご予約くださいますようお願い申し上げます。

○会長

それでは、平成29年度第1回碧南市都市計画審議会を閉会といたします。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

－ 閉会時間 午後2時43分 －

議事録署名

氏 名

加藤 浩孝

氏 名

石 附 満 江